

佐世保市基地政策方針

令和4年2月
佐世保市

目 次

| | |
|-------------------------------------------------|----|
| 第1章 基地政策の現状と課題 | 1 |
| 1 基地政策方針の概要 | 1 |
| (1) 策定の趣旨 | 1 |
| (2) 位置付け | 1 |
| (3) 期間 | 1 |
| 2 本市に所在する基地について | 2 |
| (1) 基地設置から第二次世界大戦終結まで | 2 |
| (2) 第二次世界大戦終結後から現代まで | 2 |
| (3) 基地の概況 | 4 |
| 3 本市の基地に関わるこれまでの取組 | 6 |
| (1) 基地政策 | 6 |
| (2) 旧軍港市転換法及び国有財産の処理 | 6 |
| (3) 「新返還6項目」の進捗 | 6 |
| 4 我が国の防衛政策と佐世保地区 | 7 |
| (1) 我が国を取り巻く安全保障環境 | 7 |
| (2) 我が国の安全保障と防衛政策 | 8 |
| (3) 我が国の防衛目標と佐世保地区 | 9 |
| 5 本市の基地に関わる現在の課題 | 12 |
| (1) 昭和46年（1971年）策定「佐世保港の長期総合計画」の整理 | 12 |
| (2) 基地が所在することによる市民生活への影響に係る対応 | 14 |
| (3) 基地の所在を地域の特性と捉えた取組の必要性 | 15 |
| 第2章 基地政策に係る基本方針と方向性 | 17 |
| 1 基地政策に係る基本方針 | 17 |
| 2 基地政策の方向性 | 18 |
| (1) 我が国の防衛政策推進への積極的な協力・支援 | 18 |
| (2) 本市の地域特性である基地の所在を積極的に活かしたまちづくりの推進 | 18 |
| (3) 基地に起因する負担の軽減及び課題の解決（国に積極的な関与を求める） | 18 |
| 第3章 基地政策の取組 | 19 |
| 1 「基地政策の方向性」に基づくこれからの取組 | 19 |
| (1) 「我が国の防衛政策推進への積極的な協力・支援」を図るための取組 | 19 |
| (2) 「本市の地域特性である基地の所在を積極的に活かしたまちづくりの推進」を図るための取組 | 19 |
| (3) 「基地に起因する負担の軽減及び課題の解決（国に積極的な関与を求める）」を図るための取組 | 20 |
| 2 推進について | 22 |
| (1) 「佐世保市基地政策推進本部」の設置 | 22 |
| (2) 佐世保市議会との協働 | 22 |
| (3) 国等への要望・働きかけの実施 | 22 |
| (4) 基地が所在する他自治体及び関係機関との連携 | 24 |
| 参考資料（本市に所在する各基地の施設） | 26 |

第1章 基地政策の現状と課題

1 基地政策方針の概要

(1) 策定の趣旨

本市は、明治 22 年（1889 年）に海軍鎮守府が開庁されて以降、軍港都市として急速に発展しましたが、第二次世界大戦終結後は連合国軍の一員として米軍が進駐し、昭和 21 年（1946 年）6 月には米海軍佐世保基地が創設されました。

その後、本市は平和産業港湾都市への転換を目指す一方で、米海軍佐世保基地並びに自衛隊施設も所在する状況の中で、「基地との共存共生」を市政運営の基本姿勢とし、これまで長きにわたり社会状況・国際情勢の変化に応じて、各般の基地に係る取組を講じてきました。

その中心的取組として、昭和 46 年（1971 年）10 月、本市に所在する米軍提供施設の返還を求める「返還 6 項目」を定め、返還要望活動を本格化させ、また、平成 10 年（1998 年）9 月には佐世保市議会が「米軍提供施設等返還 6 項目の見直しに関する決議」を議決されたことから、これを「新返還 6 項目」として、さらに返還要望活動を推進し、その結果、赤崎貯油所や立神港区岸壁の一部の返還が実現しました。

しかしながら、これらの返還要望を開始してから、それぞれ 50 年、20 年が経過しており、開始当時と現在とでは国際情勢や本市の産業構造も大きく変容していることから、返還未済となっている項目を含め、現状に即した取組を行うことが必要です。

また、近年、厳しさを増している南西地域の安全保障環境を考慮すると、我が国の防衛政策上、後方支援拠点としての「佐世保地区」の役割は大きくなっていくものと考えられます。

本市としては、今まさに、これらのこと踏まえ、米軍提供施設の返還だけでなく、市政における基地政策のあり方全般について、見直す時期にあります。

以上のことを踏まえ、今後における本市の基地政策に係る方向性を明確にし、その取組を着実に進めていくため、本方針を策定するものです。

(2) 位置付け

「第 7 次佐世保市総合計画（以下『第 7 次総合計画』といいます。）」を基地政策の面から補完し、同計画の「行政経営」に位置付けられている「基地との共存共生」を推し進めるための基本的な考え方や取組を示すものとして位置付けます。

(3) 期間

本方針の期間は、令和 4 年度（2022 年度）から第 7 次総合計画の基本構想の目標年次である 9 年度（2027 年度）までの 6 年間とします。

また、基地政策に関する取組は、長期的な視点に基づき進める必要がある一方で、我が国の安全保障環境をはじめとする社会情勢の急激な変化が生じることも考えられ、そのような場合には、本方針の期間中であっても、必要に応じてその内容の見直し等を行うこととします。

なお、期間終了後の取扱いについては、次期佐世保市総合計画における基地政策の位置付け、方向性等を踏まえた上で、次期方針の策定を前提としつつ、本市の基地政策に関する意思決定機関である「佐世保市基地政策推進本部」において、各取組の進捗状況の把握及び次期方針の方向性について検討を行うこととします。

2 本市に所在する基地について

(1) 基地設置から第二次世界大戦終結まで

- ・明治 16 年（1883 年）8 月：軍艦「第二丁卯（ていぼう）」（東郷平八郎艦長）が佐世保港を測量
- ・明治 19 年（1886 年）5 月：鎮守府設置決定
※佐世保港が天然の良港であることに加え、大陸国家・半島国家近隣に位置するという地政学的位置関係から決定されました。
- ・明治 22 年（1889 年）7 月：第三海軍区佐世保鎮守府開庁
※以来、軍港として巨額の国費と技術の粋を集めて近代的港湾の整備が行われました。
- ・明治 27（1894 年）・28 年（1895 年）
※日清戦役における海軍の根拠地として、重要な役割を果たしました。
- ・明治 35 年（1902 年）4 月：市制施行
※人口 45,766 人。佐世保村から町制を経ずに市となり、海軍、海軍工廠の街として栄え、九州各地から多くの人々が集まり、昭和 19 年（1944 年）には人口が 28 万人を超える九州で第四の都市となりました。
- ・明治 37（1904 年）・38 年（1905 年）
※日露戦役における海軍の根拠地として、重要な役割を果たしました。
- ・昭和 20 年（1945 年）6 月：佐世保大空襲により市街地の中心部焼失
※間もなく終戦を迎え、同年 11 月には鎮守府も解体され、およそ 60 年にわたる軍港の歴史が幕を閉じました。

(2) 第二次世界大戦終結後から現代まで

- ・昭和 20 年（1945 年）9 月：連合国軍の一員として米軍（海軍、陸軍）が佐世保に進駐

- ・昭和 21 年（1946 年）6 月：米海軍佐世保基地創設
- ・昭和 25 年（1950 年）1 月：本市による「平和宣言」
 - ※平和産業港湾都市への方向性を市の内外へ示しました。
- ・昭和 25 年（1950 年）6 月：朝鮮戦争勃発
 - ※佐世保港の港湾施設の大半が連合国軍に再接収されました。
- ・　　〃　　(　　〃　　) 〃：旧軍港市転換法（軍転法）施行
 - ※軍転法は、鎮守府が設置されていた横須賀市、呉市、舞鶴市及び佐世保市の四市のみに適用され、旧軍港四市を平和産業港湾都市へ転換再建させるため、旧軍用財産を特例的に利活用させ、旧軍港市転換事業に資することを目的とした憲法第 95 条に基づく特別法です。
- ・　　〃　　(　　〃　　) 9 月：警察予備隊針尾駐屯部隊設置
 - ※警察予備隊は、朝鮮戦争の勃発により占領軍が朝鮮半島へ派遣されたため手薄となった国内の治安維持のため、昭和 25 年（1950 年）8 月に創設された陸上自衛隊の前身の組織です。
- ・昭和 26 年（1951 年）9 月：サンフランシスコ講和条約・旧日米安全保障条約締結
 - ※昭和 27 年（1952 年）4 月に上記条約が発効した後も、同年 2 月の「岡崎ラスク協定」により、米軍が占領当時のまま本市の港湾施設等を使用することになりました。
- ・昭和 27 年（1952 年）3 月：日米行政協定により米海軍基地に指定
- ・昭和 28 年（1953 年）11 月：海上警備隊西南地区佐世保総監部開庁（倉島）
 - ※海上警備隊は海上自衛隊の前身の組織であり、昭和 27 年（1952 年）、佐世保市議会において「旧防備隊跡（倉島）を提供して海上警備隊の誘致を図る」旨の決議を行い、同年 12 月に国へ陳情書を提出する等の誘致活動を行った結果、同地での開庁が実現しました。
- ・昭和 29 年（1954 年）7 月：同年 6 月に自衛隊法が公布され、陸海空の自衛隊発足
- ・昭和 30 年（1955 年）10 月：海上自衛隊相浦駐屯地開設
- ・昭和 35 年（1960 年）1 月：新日米安全保障条約・日米地位協定締結

※日米地位協定第2条第1項（b）により、国内の米軍提供施設・区域が確定し、前面水域を含む佐世保海軍施設は地位協定に基づき、米国が使用する「施設及び区域」になりました。

- 昭和 38 年（1963 年）9月：佐世保港内における施設水域の範囲と使用条件が日米合同委員会で合意、同月閣議決定

※以上により、佐世保港における A～D 施設水域が設定されました。

- 昭和 43 年（1968 年）4月：海上自衛隊佐世保地方総監部を平瀬町の旧佐世保鎮守府跡に庁舎を新設し移設

- 昭和 44 年（1969 年）8月：第3教育団本部が別府から相浦駐屯地へ移駐

- 昭和 45 年（1970 年）2月：米国におけるアジア防衛に関する新政策（ニクソン・ドクトリン）発表

※同政策は極東地域の基地縮小、撤去、集約及び海外派兵の中止等を内容としており、これにより米海軍佐世保基地から艦船が転出し、軍人及びその家族 2,370 人が本市を去りました。

※米海軍佐世保基地は昭和 51 年（1976 年）に「米海軍佐世保弾薬廠」へ格下げされましたが、昭和 55 年（1980 年）には米海軍佐世保基地に復活して今日に至っています。

- 平成 14 年（2002 年）3月：相浦駐屯地に西部方面普通科連隊新編

※西部方面普通科連隊は、西部方面隊の直轄部隊であり、九州・沖縄地域の離島防衛警備や災害派遣を任務とする部隊です。

平成 30 年（2018 年）の水陸機動団新編に伴い、第 1 水陸機動連隊へ改編されました。

- 平成 25 年（2013 年）3月：相浦駐屯地に西部方面混成団新編

※西部方面混成団は、教育部隊と普通科連隊からなる混成部隊であり、平成 30 年（2018 年）3 月、久留米駐屯地へ移駐しました。

- 平成 30 年（2018 年）3月：相浦駐屯地に水陸機動団新編

- 平成 31 年（2019 年）3月：陸上自衛隊崎辺分屯地開設

（3）基地の概況

① 米海軍佐世保基地

通常は在日米軍の指揮下にあり、米海軍の艦隊基地隊として部隊編成されています。作戦行動の際には第 7 艦隊へ編入され、その指揮下に入り、燃料貯

蔵、弾薬貯蔵、船舶修理、乗組員の休養等の四つの分野で艦船に対する兵站支援活動を任務とします。

軍人・軍属・家族の合計は約 7,400 人 {平成 31 年（2019 年）4 月現在。なお、軍人・軍属・家族の人数は、平成 31 年（2019 年）まで米軍から公表可能情報として提供されていた数値を基に記載したものであります。以降は公表不可として情報提供されていません。}、日本人従業員数は約 1,800 人、本市内に所在する施設は 9 施設、土地面積は約 3.93 km² で市域面積（約 426.01 km²）の約 0.92%、また、米軍による制限水域は約 27.31 km² で佐世保港区水域（柿ノ浦漁港区域含む約 33.93 km²）の約 80.5% です。

また、佐世保港配備艦船は 9 隻 {令和 3 年（2021 年）11 月 17 日現在} です。

佐世保は、西太平洋からインド洋に至る第 7 艦隊の管轄海域において、最も西側の艦船配備基地です。

② 陸上自衛隊（水陸機動団）

水陸機動団は、陸上自衛隊で唯一の水陸両用作戦部隊として、島嶼への侵攻に際し、速やかに上陸・奪回・確保するための本格的な水陸両用作戦を任務とします。

隊員数は約 2,100 人（佐世保地区内に在籍する他の部隊、機関等の隊員及び勤務者を含む）、本市内に所在する施設（宿舎施設を除く）は 3 施設、土地面積が約 1.83 km² で市域面積の約 0.43% です。

③ 海上自衛隊（佐世保地方隊）

我が国の南西方面海域の防衛・警備並びに自衛艦隊等に対する後方支援を任務としており、守備範囲は、日本海、東シナ海、太平洋に及び、南西諸島から台湾までの領海の境界に至ります。

隊員数は約 5,700 人（佐世保地区内に在籍する他の部隊、機関等の隊員及び勤務者を含む）、本市内に所在する施設は 24 施設 {崎辺東地区（仮称）（整備中）を含む、米軍との共同使用区域及び宿舎施設を除く。}、土地面積は約 1.21 km² で市域面積の約 0.28% です。

また、佐世保配備護衛艦隊所属部隊の護衛艦は 14 隻です。

※上記の基地に関わる数値のうち、米海軍佐世保基地の「軍人・軍属・家族」の合計及び米海軍の佐世保港配備艦船数を除き、その他は全て「令和 3 年（2021 年）4 月 1 日現在」のものです。

※全ての基地の面積の合計は、約 6.97 km² で市域面積の約 1.64% になります。

※本市に所在する各基地の施設は 26 頁～27 頁のとおりです。

3 本市の基地に関わるこれまでの取組

これまでも旧軍港市転換法に則り平和産業港湾都市への転換を目指し、「基地との共存共生」を市政運営の基本姿勢としながら、市勢発展に向けて努力してきました。

国家的要請である防衛政策にはできる限り協力しつつ、一方で市民生活に支障が出ないよう、様々な方面との連絡調整、住民負担の軽減や住民利益の拡大を図ってきました。

その中でも、これまで本市は佐世保港の活用を図るため、米海軍・自衛隊の機能と商港・産業機能との「すみ分け」という大きな課題に取り組んできました。

特に、米軍提供施設の返還を求める「新返還6項目」の一つである「佐世保弾薬補給所（前畠弾薬庫）の移転・返還」や、平成21年（2009年）から国に対し要望を行っている「崎辺地区における自衛隊施設の整備促進」等は、佐世保港の「すみ分け」実現に向けた重要な政策課題であり、これらの事業の着実な進捗に向け取り組んできました。

（1）基地政策

- ・米軍提供施設及び陸上・海上自衛隊施設及び区域に係る政策立案並びに連絡調整
- ・佐世保弾薬補給所（前畠弾薬庫）の移転・返還等、「新返還6項目」を柱とした佐世保港のすみ分けの促進
- ・崎辺地区における防衛施設の整備促進
- ・国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）の拡充等に係る調整
- ・防衛補助事業の効果的活用等に係る調整
- ・防衛関連事業に係る地元受注機会の拡大
- ・地場産業の活性化への寄与に向けた退職自衛官の再就職支援

（2）旧軍港市転換法及び国有財産の処理

- ・旧軍用財産の転換促進
- ・国有財産の一時貸付等に係る連絡調整

（3）「新返還6項目」の進捗

「新返還6項目」は従来の「返還6項目」を継続する形で、これを基調として平成10年（1998年）に見直した決議であり、その実現のため、本市は議会と一緒に国等に対する要望活動を行ってきました。

その進捗は下記のとおりです。

①佐世保弾薬補給所（前畠弾薬庫）の移転・返還

- ・平成23年（2011年）1月17日：前畠弾薬庫について、針尾島弾薬集積所の施設・区域（隣接する水域を埋め立てることにより生じる土地を含む。）内に現有の規模・機能の範囲内で移設されるとともに、米海軍家族住

宅の不足解消のための措置が講じられた後、日本側へ返還することについて日米合同委員会で基本合意。
現在、国が各種調査事業等を実施中。

②赤崎貯油所の一部（県道俵ヶ浦日野線の改良に係る地域）の返還

- ・平成17年（2005年）1月20日：返還完了。

③旧米海軍専用鉄道側線（旧ジョスコー線）の返還

- ・平成16年（2004年）12月21日：佐世保重工業㈱東門～西門の返還について日米合同委員会で基本合意。
※東門から約400mは昭和36年（1961年）7月20日返還。ただし、米側の地役権が設定されている。

④赤崎貯油所の一部（佐世保重工業㈱の一時使用地区）の返還

- ・平成21年（2009年）3月17日：返還完了。

⑤立神港区第1号～第5号岸壁の返還

- ・平成26年（2014年）2月4日：立神港区第3号岸壁の一部、第4号岸壁、第5号岸壁の一部及びその背後地について返還完了。

⑥制限水域全面の返還（但し、緩和を含む）

〔近年における返還実績〕

- ・平成16年（2004年）1月23日：ジュリエット・ベースン岸壁整備に伴う水域返還。
※返還された水域は、埋め立てられ米軍に提供。
- ・　　〃　　（　〃　）12月28日：横瀬地区LCAC施設整備に伴う水域返還。
※返還された水域は、埋め立てられ米軍に提供。
- ・平成21年（2009年）3月17日：佐世保重工業㈱が一時使用していた赤崎貯油所の一部土地の前面水域返還。

4 我が国の防衛政策と佐世保地区

（1）我が国を取り巻く安全保障環境

我が国の周辺には、質・量に優れた軍事力を有する国家が集中しており、軍事力のさらなる強化や軍事活動の活発化の傾向が顕著となっています。また、我が国を含むインド太平洋地域は、安全保障面における地域協力の枠組が十分制度化

されておらず、地域内における領土問題や統一問題といった従来からの問題が依然として残されています。

加えて、近年では領土や主権、経済権益などをめぐる、純然たる平時でも有事でもない状況（グレーゾーンの事態）が国家間の競争の一環として長期にわたり継続する傾向にあり、今後さらに増加・拡大していく可能性があります。

このような状況は、明確な兆候のないまま、より重大な事態へと急速に発展していく危険性をはらんでいます。

（2）我が国の安全保障と防衛政策

① 防衛政策の基本

これまで我が国は、憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本理念に従い、日米安全保障体制を堅持するとともに、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、実効性の高い統合的な防衛力を効率的に整備してきています。

② 我が国の国家安全保障政策の体系

i 国家安全保障戦略

平成 25 年（2013 年）12 月、外交及び防衛政策を中心とした国家安全保障の基本方針として策定（概ね 10 年程度の期間を念頭）されました。

国家安全保障の基本理念として、国際協調主義に基づく平和国家としての歩みを引き続き堅持し、国際政治経済の主要プレーヤーとして、積極的平和主義の立場から、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与することとしています。

ii 防衛計画の大綱（防衛大綱）

平成 30 年（2018 年）12 月に国家安全保障戦略を踏まえて策定され、防衛力の在り方と保有すべき防衛力の水準を規定しています（概ね 10 年程度の期間を念頭）。

基本的な考え方として、厳しさと不確実性が増す安全保障環境を踏まえ、真に実効的な防衛力として、従来の陸海空に宇宙・サイバー・電磁波といった新領域を加えた全ての防衛力を向上させ一体運用する「多次元統合防衛力」を構築することとしています。

iii 中期防衛力整備計画（中期防）

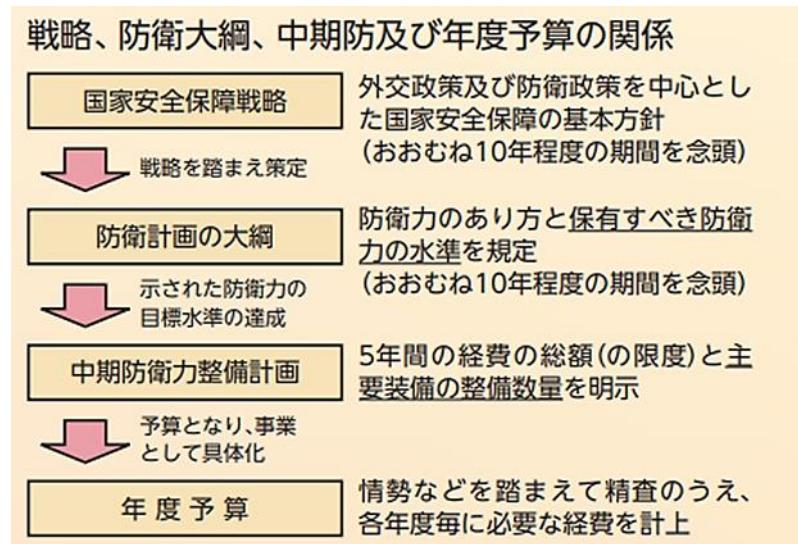
現行の防衛大綱に示された防衛力の目標水準を達成するため、平成 30 年（2018 年）12 月に策定され、5か年間（令和元年度（2019 年度）～5 年度（2023 年度））における経費総額の限度と主要装備品の整備数量を明示しています。また、防衛大綱に従い、以下の五つの基本方針の下、防衛力の整備に努めることとしています。

- ・領域横断作戦の実現に必要な能力の獲得・強化
- ・装備品取得の効率化・技術基盤の強化
- ・人的基盤の強化

- ・日米同盟及び安全保障協力の強化
- ・効率化・合理化を徹底した防衛力整備

iv 年度予算

中期防を事業として具体化するための予算として、情勢などを踏まえて精査の上、年度ごとに必要な経費を計上しています。



「令和3年度（2021年度）防衛白書」から

（3）我が国の防衛目標と佐世保地区

① 我が国の防衛の目標

防衛大綱では、我が国の防衛の目標として、「平素から我が国が持てる力を総合して、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出する。また、我が国に侵害を加えることは容易ならざることであると相手に認識させ、脅威が及ぶことを抑止する。さらに、万が一、我が国に脅威が及ぶ場合には、確実に脅威に対処し、かつ、被害を最小化する。」としています。

以上の目標を確実に達成するための手段として、「我が国防衛の三つの柱」である、「我が国自身の防衛体制」、「日米同盟」及び「安全保障協力」をそれぞれ強化していくこととしています。

② 我が国の防衛目標を達成するための手段と佐世保地区の基地

防衛大綱では、防衛目標を達成する手段のうち、「我が国自身の防衛体制の強化」について、目標を確実に達成するため、あらゆる段階において、防衛省・自衛隊のみならず、政府一体となった取組及び地方公共団体、民間団体などの協力を可能とし、我が国が持てる力を総合する防衛体制を構築しているとされています。

また、「日米同盟の強化」については、日米安全保障体制は我が国の安全保障の基軸であり、日米同盟は国際社会の平和と安定及び繁栄にとっても、重要な役割を果たしています。このような観点から、日米同盟の抑止力・対処力の強化、幅広い分野における協力の強化・拡大及び在日米軍駐留に関する施策の着実な実施のための取組を推進する必要があるとしています。

さらに、「安全保障協力の強化」について、「自由で開かれたインド太平洋」というビジョンを踏まえ、地域の特性や相手国の実情を考慮しつつ、多角的・多層的な安全保障協力を戦略的に推進することとしています。

以上のような我が国の防衛目標を達成するための手段である防衛の三つの柱に係る取組の一環として、佐世保地区に陸上自衛隊、海上自衛隊が配備されており、在日米軍が駐留しているものと考えられます。

③ 南西地域の防衛体制

i 島嶼部を含む我が国に対する攻撃への対応に係る国の考え方

我が国防衛の三つの柱のうち、「我が国自身の防衛体制の強化」においては、防衛力が果たすべき役割の一つに「島嶼部を含む我が国に対する攻撃への対応」が掲げられています。

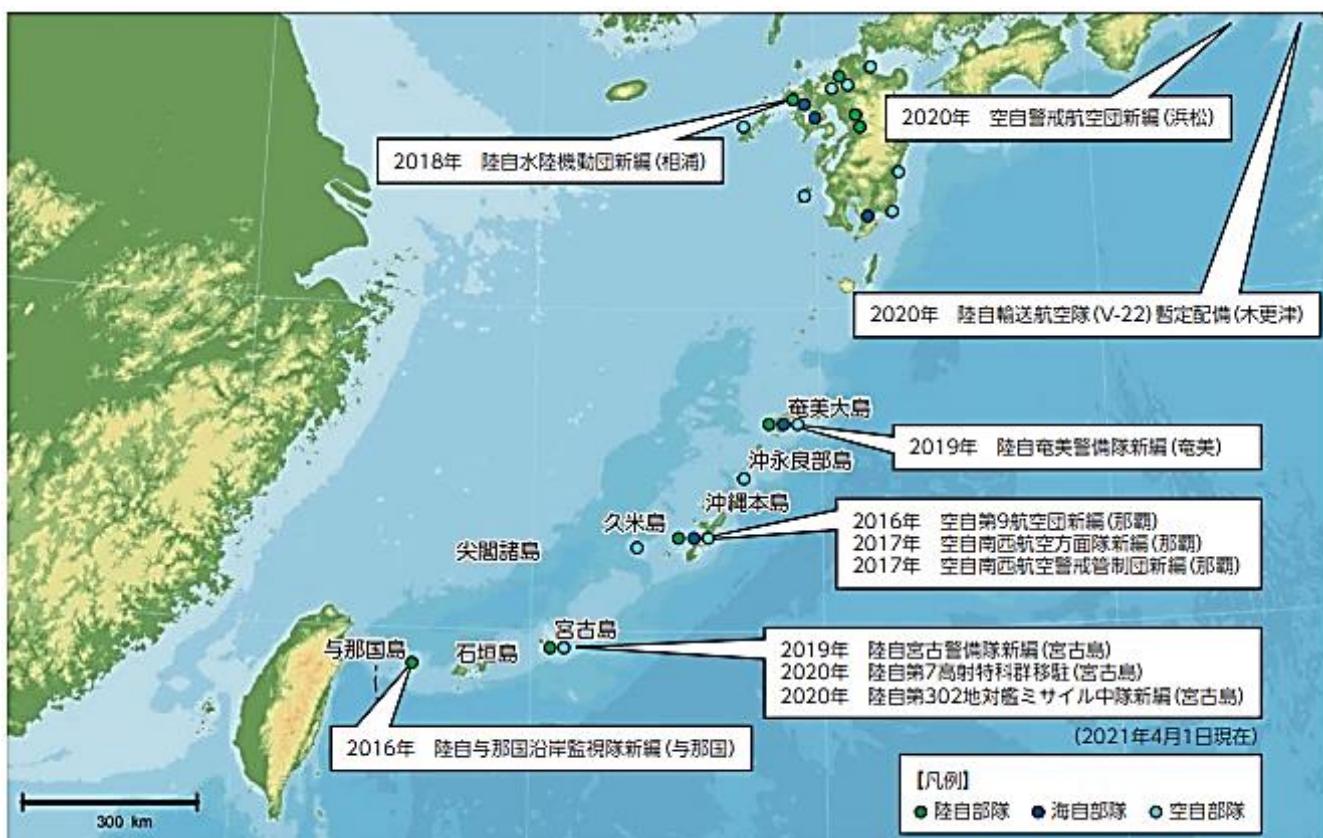
その考え方は、「島嶼部を含む我が国への攻撃に対しては、必要な部隊を迅速に機動・展開させ、海上優勢・航空優勢を確保しつつ、侵攻部隊の接近・上陸を阻止する。海上・航空優勢の確保が困難な状況になった場合でも、侵攻部隊の脅威圏の外から、その接近・上陸を阻止し、万が一、占拠された場合には、あらゆる措置を講じて奪回する。」としています。

ii 南西地域の島嶼部防衛体制強化に係る防衛省・自衛隊の取組

南西地域の島嶼部防衛体制強化に係る防衛省・自衛隊の取組は以下のとおりです。

- ・ 平成 28 年（2016 年）：陸上自衛隊与那国沿岸監視隊新編（沖縄県与那国）
- ・ 〃 （〃）：航空自衛隊第 9 航空団新編（沖縄県那覇）
- ・ 平成 29 年（2017 年）：〃 南西航空方面隊新編（〃 〃）
- ・ 〃 （〃）：〃 南西航空警戒管制団新編（〃 〃）
- ・ 平成 30 年（2018 年）：陸上自衛隊水陸機動団新編（佐世保）
- ・ 平成 31 年（2019 年）：〃 奄美警備隊新編（鹿児島県奄美）
- ・ 〃 （〃）：〃 宮古警備隊新編（沖縄県宮古島）
- ・ 令和 2 年（2020 年）：〃 第 7 高射特科群移駐（〃 〃）
- ・ 〃 （〃）：〃 第 302 地対艦ミサイル中隊新編（〃 〃）
- ・ 〃 （〃）：〃 輸送航空隊（V-22）暫定配備
（千葉県木更津）
- ・ 〃 （〃）：航空自衛隊警戒航空団新編（静岡県浜松）

九州・南西地域における主要部隊編成状況 [平成 28 年（2016 年）以降]（概念図）



「令和 3 年度（2021 年度）防衛白書」から

④ 南西地域防衛に対する海上自衛隊佐世保地方総監部の認識

インド太平洋地域は、世界人口の半数を擁する世界の活力の中核であり、我が国の存立にも不可欠な主要シーレーンが存在していますが、十分な安全保障面の地域協力の枠組みが未だなく、領土統一問題といった従来からの問題も依然として存在しています。

また、我が国周辺には軍事面での質・量に優れた国家が集中しており、当該国家の更なる軍事力強化や、軍事活動の活発化の傾向が顕著（尖閣諸島周辺の海警船の活動活発化、令和 3 年（2021 年）1 月の中国海警法成立及び北朝鮮による弾道ミサイルの発射等）となっています。

以上のような情勢の中、海上自衛隊で最も日本の南西寄りに位置する佐世保地方隊の任務が増大するのは明白であるのみならず、複雑多様化する安全保障情勢に適正に対応するためには、佐世保地方隊だけではなく、今後は、他の港に在泊する艦艇が南西海域に展開し、佐世保港をベースに補給休養する等、我が国の防衛力を集結させて対応する場面が多数発生する可能性も否定できません。

したがって、佐世保の配備艦艇が増えることはあっても、減ることはないという我が国周辺の安全保障環境にある中、今後、佐世保地方総監部には艦艇の補給支援基地の機能として所要の係留岸壁のほか、補給設備、福利厚生施設及

び司令部機能も必要となり、佐世保の海上自衛隊施設を充実させていく必要があります。

⑤ 南西地域の防衛体制強化と佐世保地区

平成 26 年（2014 年）3月、当時の防衛副大臣が本市を訪問し、本市が要望を行っていた潜水艦部隊の佐世保配備計画はないとした上で、崎辺東地区について岸壁整備を含む海上自衛隊による利活用構想が示され、また、相浦駐屯地に水陸機動連隊の一つを配置すること、あわせて崎辺西地区に水陸両用車部隊を配備するという基本的な構想を提示されました。

その後、平成 30 年（2018 年）3月に水陸機動団が新編され、本市の相浦駐屯地には団本部及び隸下の主力部隊が配備され、翌平成 31 年（2019 年）3月には崎辺西地区に水陸両用車が配備される陸上自衛隊崎辺分屯地が開設しました。

さらに、海上自衛隊においては佐世保地区を南西方面における後方支援基盤と位置付け、崎辺西地区の陸上自衛隊の水陸両用車部隊との連携を図るべく、令和 3 年（2021 年）から、崎辺東地区（仮称）において、大型護衛艦や「おおすみ」型輸送艦等が係留可能な大規模な岸壁等の整備、及び陸上部分における補給施設等の後方支援施設整備に着手しています。

本項の「② 我が国の防衛目標を達成するための手段と佐世保地区の基地」に記載のとおり、これまで本市には陸上自衛隊及び海上自衛隊が配備されており、在日米軍が駐留しています。

このことに加え、海上自衛隊佐世保地方総監部の認識にあるように、南西地域の島嶼防衛体制強化に係る取組の中で佐世保港へ寄港する自衛隊艦艇の増加が見込まれるとともに、自衛隊の施設整備が行われている佐世保地区は、現下における我が国の防衛政策上の重要な地域として、その役割は今後更に大きくなっていくものと考えられます。

5 本市の基地に関わる現在の課題

これまで本章「3 本市の基地に関わるこれまでの取組」を行ってきましたが、今後も米海軍佐世保基地をはじめとする基地が本市に所在していく状況においては、これらの取組を継続していく必要があります。

加えて、本章「4 我が国の防衛政策と佐世保地区」に記載のとおり国防・安全保障上において米軍のみならず自衛隊も、その存在感が高まっている中では、これらの状況も踏まえた取組が必要です。

その上で、本市が今後も基地に関わる取組を継続していくに当たって、以下の三つの課題を掲げます。

（1）昭和 46 年（1971 年）策定「佐世保港の長期総合計画」の整理

昭和 40 年代当時、石油需要の増大により、世界的にタンカー船の大型化が常識化し、本市でも大型造船設備の建設が必要と考えられました。また、ベトナム戦争の長期化により米国経済が逼迫する中、昭和 45 年（1970 年）2 月に「アジア防衛に関する新政策（いわゆる『ニクソン・ドクトリン』）」に基づく在日米

軍基地の集約、移転及び縮小計画が発表され、本市においても米軍基地の状況が質的にも量的にも変化していました。

一方で、本市の臨港地区には米軍提供施設が点在し種々の制限を受けていたため、他の港湾都市に比べて港湾関連産業の発展が著しく阻害されている状況にもありました。

そこで、本市は、上記のような国際情勢を踏まえ、遊休化しているように見受けられる米軍提供施設の返還を求め、総合的な港湾の利用並びに都市の再開発を図り、あわせて県北、佐賀県の一部を含む広域経済圏の拠点都市に相応する産業港湾都市建設を計画するものとして昭和46年（1971年）10月に「佐世保港の長期総合計画」を策定し、同計画を付属資料とした長崎県知事、佐世保市長連名による「基地返還陳情書」を、同月関係先へ提出しました。

なお、返還を求める米軍提供施設は、「佐世保ドライドック地区（第1及び第2ドライドック）」、「立神港区第1号～第6号岸壁」、「佐世保（前畠）弾薬補給所」、「崎辺地区（共同使用中の海上自衛隊敷地を含む）」、「赤崎貯油所」、「制限水域全面」の6施設で、同計画には返還を求めるこれらの米軍提供施設について、「現況」、「返還後の跡地利用計画」等が記載されていました。

また、同計画は佐世保市議会による昭和47年（1972年）6月決議の「返還6項目」と一体のものであり、さらに、平成10年（1998年）9月決議の「新返還6項目」にもつながるものもありました。

しかしながら、同計画は策定から50年が経過しており、策定当時と現状及び将来の展望とはかい離したものとなっているとして、令和3年（2021年）3月、市議会から市長に対し、計画見直しの提言がなされました。

加えて、同計画は名称に「佐世保港」を冠していることから、あたかも港（港湾）の計画であるかのような印象を与えてしまいますが、実際は上記のとおり昭和40年代当時の情勢下において、本市の公共的利用、または産業振興等へ活用しようと、佐世保港内に所在する米軍提供施設の返還後に描く跡地利用計画を記したのみの内容となっています。

同計画は、本市が長年取り組んできた米軍提供施設返還の根柢となっているものであります。本章の「4 我が国の防衛政策と佐世保地区」⇒「(3) 我が国の防衛目標と佐世保地区」に記載のとおり、現下の安全保障環境においては、本市には引き続き在日米軍が駐留し続けるものと考えられ、かつ、その存在感が高まっていることから、現状は同計画の内容と相容れないものとなっています。

さらに、令和2年度（2020年度）から始まった第7次総合計画では、基地に係る取組である「基地との共存共生の推進」が行政経営に位置付けられており、この行政経営は、各政策や組織に対して戦略的に働きかけることにより、行政活動による効用を最大化することを目的としています。

この目的を実現させていくためには、まずは基地政策に係る方向性を提示することが必要となります。内容が現状と相容れない「佐世保港の長期総合計画」を、その方向性として位置付けることは適切ではありません。

以上のことから、現状に即した形での基地政策に係る取組を進めるためにも、同計画を廃止します。

(2) 基地が所在することによる市民生活への影響に係る対応

基地が所在することによる市民生活への影響について、大きく分類して以下の三つの項目になります。これらは本市単独での解決・軽減の実現は困難なことから、国に対して様々な要望や要請を行っていくことが必要です。

① 佐世保港のすみ分けの推進

佐世保港は港区内の約8割が制限水域に設定され、他に例を見ない大きな制約を受ける中で、米海軍、海上自衛隊、陸上自衛隊、民間企業等の施設が混在し、それぞれが十分に機能を発揮できない状況にあることから、本市は港のすみ分けと密接不可分の関係にあるとして、新返還6項目の早期実現を目指して要望を続けてきました。

新返還6項目のうち、本市における基地問題の最重要課題としてきた前畠弾薬庫の移転・返還について、前畠弾薬庫は針尾島弾薬集積所の施設・区域内で隣接する水域である安久ノ浦湾の埋め立てにより生じる土地を含む部分に移設した後、返還されることが平成23年（2011年）1月、日米合同委員会で基本合意されていますが、合意から11年が経過しているものの、工事着手に至っておらず具体的な返還時期も不透明な状況にあります。

佐世保港のすみ分けの推進を図っていくためには、上記の前畠弾薬庫の移転・返還に加え、崎辺地区における自衛隊施設の整備の促進について、引き続き防衛省、外務省に対し、その実現に向けた要望を行っていく必要があります。

② 市政運営上の課題

本市に所在する基地施設は、平坦地が少ない市街地の中の貴重な臨港地区をはじめ市域の重要な部分を占有しており、まちづくり等に影響を与えています。また、基地施設として弾薬庫等も所在することから、市民からは安全・安心の確保や地域振興に係る各種施策が求められています。そのため、本市は基地施設周辺の整備等に対する特別な財政需要や、基地に関わる課題への対応や各所との連絡調整のための体制（組織・人員等）を整える必要性が生じています。

加えて、本市の事業等を実施する上で基地の所在に伴い、国有地である基地施設の使用に係る手続等のための職員の業務増加や、或いは原子力艦原子力防災訓練への米軍不参加等、本市が意図する事業内容の一部が未実施となっている状況も生じています。

基地の所在により、市政を運営する上でも一定の課題が生じており、より良い住民サービス提供のためにも、防衛省、外務省等及び各基地との連絡調整を図るとともに、事案によっては関係省庁に対する要望を行っていく必要があります。

③ 地域住民とのトラブル及び事件・事故等の発生

本市には米海軍佐世保基地をはじめとする基地施設が所在する中で今日に至っていますが、その間、特に米軍関係者は生活習慣の違い等から、地域住民と

の間にトラブルが発生したり、基地の運用を原因とする騒音等により市民生活への影響が生じたりするなどしています。

また、基地に関する事件として、昭和 43 年（1968 年）には我が国で初めて米原子力空母「エンタープライズ」が佐世保港へ入港した際ににおけるデモ隊と警察隊との激しい衝突が、平成 8 年（1996 年）には米軍関係者による殺人未遂事件が、令和元年（2019 年）には米軍人が基地の外へ銃を持ち出しての自殺事案が発生しています。

加えて、佐世保港は国内で 3 か所（横須賀、佐世保、中城湾）しかない米国原子力艦船の寄港地となっていますが、平成 16 年（2004 年）には原子力潜水艦「ラ・ホーヤ」が佐世保港内で電力ケーブル火災を、平成 20 年（2008 年）には佐世保港へ寄港実績のある原子力潜水艦「ヒューストン」が日本周辺海域で微量の放射能漏れを起こす等の事故が発生しています。

さらに、令和 2 年（2020 年）から新型コロナウイルス感染症が世界的に流行しましたが、当該ウイルスをはじめとする感染症に係る本市保健所と米海軍佐世保基地との情報交換に関しては、平成 25 年（2013 年）8 月 24 日付けの日米合同委員会合意に基づく相互通報が行われました。そのような中で、感染拡大の懸念が大きくなつたことから、外務省・厚生労働省に対し対応改善を求め、両省及び在日米軍はこれに応える形で改善に取り組みました。

今後も、本事案のような同基地に係る新たな課題が発生することも想定され、その際は課題解決のための適切な対応が必要となります。

以上のような地域住民とのトラブル、事件・事故等の発生は、市民生活の安全・安心を脅かすものであり、基地に対する市民の不安・不信を増大させるものにもなります。

引き続き基地との共存を図るためにも、防衛省、外務省等、様々な方面と連絡調整を図りながら、以上のようなトラブル等の発生を極力抑えるとともに、万が一、事件・事故が発生した際には速やかに原因究明や再発防止といった適切な措置を国や米軍に求めることによって、市民の安全・安心の確保について確実に取り組んでいく必要があります。

（3）基地の所在を地域の特性と捉えた取組の必要性

前項の「（2）基地が所在することによる市民生活への影響に係る対応」とおり、基地が所在することにより、本市に様々な負担があることは確かです。

一方で、米海軍佐世保基地内では、令和 3 年（2021 年）4 月 1 日現在において、約 1,800 人の日本人従業員が働いており、市民の大きな雇用を生み出す貴重な場となっています。

また、本市に所在する自衛隊の隊員数は、令和 3 年（2021 年）4 月 1 日現在において、陸上自衛隊が約 2,100 人、海上自衛隊が約 5,700 人となっており、その家族を含めると、相当数の自衛隊関係者が市内に居住していると考えられ、人口減少傾向にある本市にとって、その存在は非常に大きいものがあると言えます。

加えて、日本遺産やセイルタワー（佐世保史料館）等、本市の基地に関わる施設等は本市の観光資源となっており、さらには、自衛隊、米軍等と連携し、陸上自衛隊相浦駐屯地を会場にして大規模な総合防災訓練が開催できる等、防災関係機関の体制強化と市民への防災意識の醸成にもつながっています。

これらのことは、基地が所在することによる「地域特性」であり、基地は本市にとって、大きな地域資源であると捉えることができます。

市勢発展のためにも、これらの地域資源を活かす取組を進めていくことが必要です。

第2章 基地政策に係る基本方針と方向性

1 基地政策に係る基本方針

前章「基地政策の現状と課題」の内容を踏まえ、今後における基地政策に係る基本方針を下記のとおり定めます。

「基地との共存共生」

本市は、明治 22 年（1889 年）に海軍鎮守府の開庁により、軍港都市としての歴史が始まりました。

明治期は特に富国強兵や殖産興業といった国策や、或いは大正・昭和戦前期における国際情勢が厳しい状況の中で、本市は基地の存在により、水道の布設など生活基盤の整備が進むという、基地を中心にまちづくりがなされていました。

第二次世界大戦後は、昭和 25 年（1950 年）施行の旧軍港市転換法に則り平和産業港湾都市の実現を目指しつつ、昭和 28 年（1953 年）には海上自衛隊の前身である海上警備隊が設置され、昭和 30 年（1955 年）には陸上自衛隊相浦駐屯地が開設しました。

現在本市には、海上自衛隊佐世保地方隊の中核である佐世保地方総監部が設置され、また、平成 30 年（2018 年）には陸上自衛隊水陸機動団が新編配備されており、国防上、重要な都市になっています。

さらに米海軍佐世保基地も所在しており、本市は地政学的に安全保障上においても重要な位置にあります。

これらの防衛施設が所在する佐世保と、片や観光、商業、工業、農水産業などが立地する複合的産業都市である佐世保、このように性格が異なるものが共に存在するまちにおいて、国防という崇高な国家的使命に協力しながら市勢を発展させ、市民の生活を守り、向上させていくこと、この両立こそが「基地との共存共生」であります。

「基地との共存共生」は、これまで市政運営の基本としてきましたが、今後も引き続き、基地政策に係る基本方針として、第 7 次総合計画に掲げるまちづくりの達成を目指していくこととします。

2 基地政策の方向性

前項の「1 基地政策に係る基本方針」に基づき、基地政策に関わる具体的な取組の方向性を下記のとおり定めます。

なお、下記（1）～（3）を達成するためには国の理解と行動が必要であるため、特に防衛省と外務省には相互が連携協力して取り組まれることを強く求めていきます。

（1）我が国の防衛政策推進への積極的な協力・支援

これまで自衛隊が配備され、在日米軍が駐留してきている佐世保地区は、現下における我が国の防衛政策上の重要な地域として、その果たす役割は大きくなっていくものと考えられます。

以上のような状況にある中で、本市として、国防への協力と市勢発展は相反するものではないとの認識により、国が講じる防衛政策に対し、市民生活への影響を考慮しながら、積極的に協力・支援を行います。

（2）本市の地域特性である基地の所在を積極的に活かしたまちづくりの推進

本市では基地が所在することにより、雇用の場の創出、一定数の人口の維持及び地元企業に対する発注等の様々な効果がもたらされており、このことは第1章で述べたとおり本市の地域特性であります。

基地の所在という地域特性を踏まえた取組の必要性は第7次総合計画においても明記されているところであり、今後も引き続き本市に基地の配備等がなされていく中で、市民が基地の所在による効果を更に多く享受し、生活を向上させていくことができるよう、より積極的に、その特性を活かしたまちづくりの推進を図ります。

そのためには、市民が基地の存在を身近に感じるための交流等の取組も必要であり、あわせて、その推進を図ります。

（3）基地に起因する負担の軽減及び課題の解決（国に積極的な関与を求める）

本市では、基本方針として「基地との共存共生」を掲げ、これに基づく基地政策の方向性の第一に「我が国の防衛政策推進への積極的な協力・支援」を掲げております。

一方で、基地が所在することによる負担や課題が生じていることは確かであり、上記の基本方針及び基地政策の方向性を実現させるためには、これらの負担軽減や課題解決を図る必要があります。そのためには、国の関与が必須であることから、このことについて、国に対し、強く求めていきます。

第3章 基地政策の取組

1 「基地政策の方向性」に基づくこれからの取組

前章の「2 基地政策の方向性」に基づく取組について、下記のとおり設定します。

下記の取組のうち、その実現のために国等に対する要望・働きかけが必要なものについては、次項の「2 『基地政策方針』の推進について」⇒「(3) 国等への要望・働きかけの実施」に掲げることとします（末尾に「◎」を付した事項）。

(1) 「我が国の防衛政策推進への積極的な協力・支援」を図るための取組

① 国防・安全保障への協力と佐世保港のすみ分けの推進

佐世保地区は我が国の防衛政策上重要な地域として、今後その役割が大きくなっていくことが考えられる中で、本市として、国防・安全保障上の必要な我が国の防衛政策に対して、積極的に協力・支援を行います。

以上の取組を推進する上では、本市が長年取り組んでいる佐世保港のすみ分けに資する施策展開も念頭に推進することとします。

また、国に対しては、本市に基地の配備等を行う責任者として基地機能が地域にとって安全かつ、安定的に運用されるために必要な措置を求めることとします。

さらに、在日米軍の駐留は、我が国の防衛目標を達成するための手段である「防衛の三つの柱」のうちの一つであり、その機能を維持することは、国益にかなうものであることを前提として、米軍基地の存在を「よき隣人」として市民が親和的に受け入れ、双方が良好な関係を維持できるよう、取組を推進します。

- i 自衛隊による新たな施設整備及び部隊配備の推進（海上自衛隊による崎辺地区等の更なる利活用）◎
- ii 米軍基地の運用に係る国との情報共有や市民への情報提供
- iii 米軍関係者による事件・事故等の防止
- iv 外務省、防衛省及び米海軍佐世保基地との定期的な協議による情報共有

(2) 「本市の地域特性である基地の所在を積極的に活かしたまちづくりの推進」を図るための取組

① 基地と経済・雇用、地域活力

基地の所在によってもたらされる経済・雇用、地域活力といった効用を広く市民が享受できるよう、関係機関・団体と連携しながら取組を進めるとともに、効用拡大に向けた国への働きかけなどを行います。

国防という国策に最大限協力している状況に鑑み、地域経済の活性化による市民生活の向上を図るため、防衛施設関連の工事や調達等に係る市内企業の受注機会拡大について、市内の経済団体等と連携しながら国への働きかけを継続します。

なお、基地の所在により本市へもたらされる経済的効用等については、本市の経済団体（佐世保商工会議所）もその重要性を認識されており、その所在に對して期待する旨の意見も出されていることから、こうした意見も踏まえ、本市の取組を進めていく必要があります。

また、民間に比べ早期に定年や任期満了を迎える退職自衛官について、官民連携した支援体制により、市内での再就職をサポートし市外転出を抑制するとともに、地場産業の活性化を目指します。

さらに、旧軍港市転換法の趣旨に基づき、本市に所在する旧軍用財産を適切に公共施設等へ転活用していきます。

加えて、基地の所在は自衛隊隊員や米軍基地の日本人従業員といった生産年齢人口の確保につながり、ひいては地域活力の維持に貢献することからも、基地と市民との相互理解の形成に努めます。

- i 日米交流施設における佐世保市民と米軍関係者との交流促進◎
- ii 地元受注機会拡大に向けた国への要望◎
- iii 官民連携による退職自衛官の再就職支援
- iv 旧軍用財産の転活用
- v 基地の安定運用に資する連絡調整（雇用の場としての存在）

② 地域資源としての基地の活用

「基地のまち」として歩み築かれた景観や歴史・文化を本市の地域特性・地域資源として捉え、効果的な活用を促進します。

- i 佐世保市民と米軍関係者との交流 {市内小中学校と基地内学校との交流、本市の各種行事への米軍関係者の参加、日米交流事業（九州防衛局主催事業、外務省・米国防省教育部长主催事業 等）}
- ii 英語教育推進に向けた米海軍佐世保基地との連携（市内小中学校と基地内学校との交流【再掲】、基地内大学、英語が話せる街佐世保）
- iii 観光資源としての活用 {日本遺産、セイルタワー（佐世保史料館）、軍港クルーズ、自衛隊グルメ、外国人バー、アメリカンフェスティバル、ニミツツパーク（米軍提供施設）の隣接地での YOSAKOIさせぼ祭りの開催 等}

③ 市民の災害に係る安全・安心の創出

自衛隊等と連携し、陸上自衛隊相浦駐屯地を利用した総合的防災訓練開催による市民の防災意識啓発・高揚を図ります。

（3）「基地に起因する負担の軽減及び課題の解決（国に積極的な関与を求める）」を図るための取組

① 佐世保港のすみ分けの推進

佐世保港は、基地施設と民間企業等の施設が混在し、また、港湾施設も不足していることから、それぞれが機能を十分に發揮できない状況にあるため、これまで本市では港のすみ分けと密接不可分であるとして、「新返還6項目」の早期実現を目指して要望活動を行ってきました。

現在においても港のすみ分けの実現に至っていない状況においては、今後もその実現に向けた取組の継続は必要であることから、米軍提供施設のうち、既に日米合同委員会で日本側への返還に係る基本合意がなされている施設及び本市事業者等の活動へ特に影響を与えていたり施設について、返還を求めていきます。また、返還後も米国側との協定により不利益となっている事案については協定の廃止や協定内容の改定を国に求めていきます。

加えて、国による崎辺東地区（仮称）の岸壁等整備をはじめとする自衛隊施設整備への協力・支援を行う際にも、佐世保港のすみ分けに資する施策展開を念頭に行うこととします。

- i 佐世保港のすみ分けの推進に向けた前畠弾薬庫の早期返還の実現（前畠弾薬庫の針尾島弾薬集積所への移転・集約に対する移転先周辺住民の理解の維持を含む。）◎
- ii i 以外の米軍提供施設の返還及び返還済施設に係る不利益協定の見直し◎
- iii 佐世保港の整備に対する配慮◎
- iv 漁業関係者に関わる取組◎

② 米軍基地の所在による負担軽減

米軍基地の存在を「よき隣人」として市民が親和的に受け入れ、双方が良好な関係を維持できるよう、米軍基地による市民生活への負担を最小限に抑える取組を推進します。

また、米軍基地内における新型感染症の感染拡大といった事例はもとより、米軍基地に係る新たな課題が発生した際は、同基地との意思疎通を図るとともに、必要に応じて、国に対して課題解決のための適切な対応を求めます。

- i 原子力艦船の寄港に伴う安全性の確保◎

③ 基地に関わる市政運営上の課題解決

本市では港湾施設の重要な部分を基地施設として広く使用されていることから、都市基盤整備が制約され、税収に大きな影響を与えています。

また、基地に関わる課題に対応するための特別な経費や体制（組織・人員等）が必要となるものの、国による財政措置（基地交付金、特別交付税等）が一定なされているとはいえ、それが十分とは言えない状況にあることから、国に対してさらなる支援を求めていきます。

- i 国への財政的措置（基地交付金、特別交付税等）の確保・拡大要望◎

④ 負担軽減と地域振興

基地の所在や運用に伴い市民生活が被る様々な制約や負担に対しては、国が講じる生活環境の整備や民生安定などの施策（防衛補助事業）を活用しながら、周辺地域のまちづくりを進めます。

また、基地の安定運用のためには関係地域住民の理解と協力が不可欠であることから、国等とともに関係地域に対する十分な説明・対話を通じて信頼関係構築に努めます。

- i 防衛補助事業を活用した防衛施設周辺住民の負担軽減・地域振興◎

2 推進について

前項の「1 『基地政策の方向性』に基づくこれからの取組」を着実に推進するため、下記の事項を掲げます。

(1) 「佐世保市基地政策推進本部」の設置

令和3年（2021年）5月26日に「佐世保市基地政策推進本部」を設置し、本推進本部において、本市の基地政策に関する基本方針及び重要事項について協議・決定し、基地政策の戦略的推進を図っていくこととします。

本推進本部の概要等は下記のとおりです。

- ・本部長は副市長（基地政策局に属する事務を所掌）、副本部長は当該副市長以外の副市長と基地政策局長、委員は行財政改革推進局長、企画部長、総務部長、財務部長、観光商工部長、農林水産部長、都市整備部長、土木部長、港湾部長、市民生活部長、保健福祉部長、環境部長、教育長、水道局長、消防局長、その他本部長が必要と認める者。
- ・所掌事務は下記のとおり。
 - i 基地政策の基本方針に関すること。
 - ii 重要な構想、事業計画及び施策等に関すること。
 - iii 防衛施設周辺整備事業に関すること。
 - iv 関係する庁内各部局との調整に関すること。
 - v その他、本部長が必要と認めた事項に関すること。

なお、本部に付議された事項について会議で協議した結果、特に重要事項であると本部長が決定した事項は、佐世保市経営戦略会議に付議することとします。

(2) 佐世保市議会との協働

これまで本市では、基地に係る取組を進めるに当たって、佐世保市議会から意見を伺い、調整等を行うとともに、国等に対しては議会と市当局が一体となった要望活動も行ってきました。

加えて、本市議会では、米軍基地施設の返還及び移転集約の促進等を目的として設置された基地対策特別委員会による独自の要望活動も行われています。

以上のように、本市では基地に係る取組について市議会との協働による推進を図ってきており、このような形での取組は今後も継続することとします。

(3) 国等への要望・働きかけの実施

本市に所在している基地は、我が国の防衛政策上の必要性から配備等がなされているものであります。そのため、本市の基地に関わる課題等については、その配備等の責任者たる国に対して要望・働きかけを行っています。

基地に関わる国等への要望・働きかけは、これまで長年実施してきましたが、今後は三つの「基地政策の方向性」に沿う形での要望等を実施することとします。

なお、長崎県に対しても要望・働きかけを行っていますが、同県には本市が国に対して行っている要望等の後押しについての要望を行っています。

① 我が国の防衛政策推進への積極的な協力・支援

i 自衛隊による新たな施設整備及び部隊配備の推進

本市における自衛隊施設整備 {海上自衛隊の崎辺東地区（仮称）における岸壁等・陸上自衛隊の同西地区における水陸両用車訓練施設等} 及び本市への部隊配備の推進が図られるよう、協力・支援を行います。

また、自衛隊施設整備等が実施される際には、当該施設の周辺住民の理解が得られるよう、国における主体的な行動を求めるとともに、本市としても必要な協力・支援を実施します。

② 本市の地域特性である基地の所在を積極的に活かしたまちづくりの推進

i 佐世保市民と米軍関係者との交流促進

佐世保市民と米軍関係者との交流促進が図られるよう、日米交流施設の整備を求めていきます。

ii 防衛関係予算執行に係る市内企業の受注機会の拡大

本市所在の自衛隊施設に係る施設整備工事、装備品の整備及び部品の供給等について、本市地域経済の活性化及び地元との良好な関係構築が図られるよう、市内企業の受注機会の拡大を求めていきます。

③ 基地に起因する負担の軽減及び課題の解決（国に積極的な関与を求める）

i 佐世保港のすみ分けの推進に向けた前畠弾薬庫の早期返還の実現

佐世保港のすみ分けの推進に向けて、前畠弾薬庫の針尾島弾薬集積所への移転・集約による早期返還を求めていきます。そのためには、移転先周辺住民の理解と協力を得続けていく必要があり、住民に対する適時・適切な説明の実施について求めていきます。

ii i 以外の米軍提供施設の返還及び返還済施設に係る不利益協定の見直し

上記の「前畠弾薬庫の早期返還の実現」同様、佐世保港のすみ分けの推進に向けた取組として、日米合同委員会において日本側への返還に係る基本合意がなされているその他の施設〔旧米海軍専用鉄道側線 {旧ジョスコー線（佐世保重工業株東門※～西門）}〕及び本市事業者等の活動へ特に影響を与えていたる施設〔立神港区第1号～第5号岸壁（既に返還されている部分は除く）、制限水域（緩和を含む）〕について、返還を求めていきます。

加えて、返還後もなお米軍に優先使用権が付されている佐世保重工業株第3ドックに係る使用協定など、返還済施設に係る不利益協定の見直しも求めていきます。

※東門から約400mは昭和36年（1961年）に返還。ただし、米軍の地役権が設定されている。

iii 佐世保港の整備に対する配慮

佐世保港は、昭和38年（1963年）9月の閣議決定以降、その港区内の80%以上に立ち入り禁止をはじめとする何らかの制限が24時間、365日設定されている特殊な港湾であることから、当該制限水域の返還までの間は、同港の歴史的経緯や現状に配慮した特別な措置の創設等を求めていきます。

iv 漁業関係者に関する取組

基地の運用が原因となり、本市の漁業関係者の活動に影響を与えている状況も見られることから、現行の漁業損失補償制度の見直し等を求めていきます。

v 原子力艦船の寄港に伴う安全性の確保

原子力艦船の寄港に関して、市民の安全と安心が確保された上で、安定的運用が図られるよう、ソフト・ハード両面での必要な措置を求めていきます。

vi 国への財政的措置（基地交付金、特別交付税等）の確保・拡大要望

基地施設が主要な臨港地区を占有しているため、本市のまちづくり等に影響を与えていることから、財政的措置の確保・拡大について求めていきます。

特に基地交付金に関しては、国の予算の増額とともに、自衛隊の港湾施設を対象資産とすること、さらには佐世保港の特殊事情（他に類を見ない制限水域の設定）を交付額へ反映させること等についても求めていきます。

vii 防衛補助事業を活用した防衛施設周辺住民の負担軽減・地域振興

基地の所在に起因する住民生活への影響を勘案し、必要となる本市の社会資本整備等の推進のため、国の防衛補助、或いは国による施設整備を求めていきます。

（4）基地が所在する他自治体及び関係機関との連携

① 基地が所在する自治体による協議会

本市は、基地が所在する地方公共団体で構成される以下の協議会に属し、基地が所在することによる諸課題について連絡調整を行うとともに、課題解決のための国等への要望活動等を行っています。

i 旧軍港市振興協議会

- ・昭和 29 年（1954 年）4 月 12 日設立。旧軍港四市である横須賀市、呉市、佐世保市、舞鶴市で組織。
- ・会長は横須賀市長、ほかの 3 市長は副会長。
- ・設立目的は、昭和 25 年（1950 年）6 月 28 日に公布施行された旧軍港市転換法を受けて、旧軍港四市が、四市相互間や関係省庁等との連絡調整を図ること。

ii 全国基地協議会

- ・昭和 30 年（1955 年）11 月 16 日設立。駐留軍及び自衛隊が所在する地方公共団体をもって組織され、令和 3 年（2021 年）4 月 1 日現在 232 都市町村が加入。
- ・現在、佐世保市長は本協議会の会長（平成 21 年（2009 年）7 月 24 日就任）。
- ・設立目的は、基地交付金に関する調査研究並びにその具体的な解決策を強力に推進すること。

iii 防衛施設周辺整備全国協議会

- ・昭和 41 年（1966 年）7 月 1 日設立。防衛施設が所在する及びその周辺の地方公共団体をもって組織され、令和 3 年（2021 年）4 月 1 日現在、242 市町村が加入。

- ・現在、佐世保市長は本協議会の副会長（会長は北海道千歳市長）。
- ・設立目的は、自衛隊等の行為によって生ずる損失の補償、障害の防止及び防衛施設周辺の整備を促進することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上を図ること。

②各種会議体等を通じた関係機関との連携

本市は、国をはじめとする様々な関係機関と連携し、基地に関わる情報交換、課題等に係る協議及び対応等を行っています。

i 佐世保港運営委員会

- ・昭和 38 年（1963 年）9月 23 日設置。構成は九州防衛局長、佐世保防衛事務所長、佐世保海上保安部長、佐世保地方総監部防衛部長、九州運輸局長崎運輸支局佐世保海事事務所長、長崎県危機管理監、福岡財務支局長崎財務事務所佐世保出張所長、佐世保市長、西海市長（LCAC 関連のみ）。
- ・設置目的は、米側として制限水域が安定的に使用され、日本側として漁業や一般航行の安全が保たれ、佐世保港の有効利用が図られるよう日米間で協議を行うこと。

ii 佐世保問題現地連絡協議会

- ・平成 11 年（1999 年）8月 30 日設置。構成は九州防衛局長、海上自衛隊佐世保地方総監、長崎県副知事、佐世保市長。
- ・設置目的は、佐世保港における施設の競合問題、移転・返還問題等の円滑かつ適切な処理を図ること。

iii 米軍佐世保基地対策連絡会議

- ・平成 8 年（1996 年）2月 22 日設置。構成は長崎県危機管理監、西海市総務部長、佐世保市基地政策局長、各機関の関係担当職員。
- ・設置目的は、在日米海軍佐世保基地に関して情報交換し、現状及び問題点等を協議し、前畠弾薬庫の移転・返還促進をはじめとする諸課題に的確に対応すること。

iv 米海軍佐世保基地防犯連絡会議

- ・平成 17 年（2005 年）9月 28 日設置。構成は佐世保防衛事務所、長崎県危機管理監、長崎県県北振興局、長崎県警察本部、佐世保警察署、早岐警察署、相浦警察署、西海警察署、西海市、米海軍佐世保基地、佐世保市基地政策局。
- ・設置目的は、米海軍佐世保基地周辺住民と米軍人等との良好な関係の形成と基地に係わる犯罪等の防止。

v 佐世保市退職自衛官再就職促進等連絡会議

- ・平成 28 年（2016 年）5月 30 日設置。構成は海上自衛隊佐世保地方総監部、自衛隊長崎地方協力本部、佐世保商工会議所、佐世保防衛経済クラブ、佐世保市。
- ・設置目的は、「地場産業の活性化への寄与に向けた退職自衛官の再就職促進」などについて、官民一体となって施策を推進すること。

本市に所在する各基地の施設（4～5頁関係）

※令和3年（2021年）4月1日現在

① 米海軍佐世保基地

| No. | 施設名 | 所在地 | 土地 (m ²) | 建物 (m ²) |
|-----|----------------------------|---------------------------|----------------------------|-------------------------|
| 1 | FAC5029 佐世保海軍施設 | 平瀬町 立神町 | 496,150 (共同使用 8,598) | 158,393 (共同使用 2,165) |
| 2 | FAC5030 佐世保ドライドック 地区 | 立神町 | 82,732 (共同使用 41,329) | 2,116 (共同使用 319) |
| 3 | FAC5032 赤崎貯油所 | 庵浦町 赤崎町 船越町 下船越町 | 753,641 | 18,934 |
| 4 | FAC5033 佐世保弾薬補給所 | 前畠町 | 582,098 | 15,920 |
| 5 | FAC5036 庵崎貯油所 | 庵浦町 | 227,422 | 642 |
| 6 | FAC5050 針尾島弾薬集積所 | 針尾北町 有福町 江上町 | 1,297,173 | 2,672 |
| 7 | FAC5086 立神港区 | 立神町 | 134,864 | 43,178 |
| 8 | FAC5117 崎辺小銃射撃場 | 崎辺町 | — | 5,347 (共同使用 5,347) |
| 9 | FAC5119 針尾住宅地区 | 江上町 指方町 | 354,077 | 110,490 |
| 合 計 | | | 3,928,159 (共同使用 49,927) | 357,696 (共同使用 7,831) |

※小数点未満は切り捨てであるため。合計が符合しないことがある

※ () 内は日米地位協定第2条第4項(b)に基づく共同使用分で、内数

② 陸上自衛隊

| No. | 施設名 | 所在地 | 土地 (m ²) | 建物 (m ²) |
|-----|-----------|-----|----------------------|----------------------|
| 1 | 相浦駐屯地 | 大潟町 | 927,161 | 64,636 |
| 2 | 相浦早岐基本射撃場 | 有福町 | 770,880 | 128 |
| 3 | 崎辺分屯地 | 崎辺町 | 134,036 | 11,464 |
| 合 計 | | | 1,832,077 | 76,228 |

③ 海上自衛隊

| No. | 施設名 | 所在地 | 土地 (m ²) | 建物 (m ²) |
|-----|-----------|------|-----------------------------|-------------------------|
| 1 | 佐世保地方総監部 | 平瀬町 | 38,565 | 8,472 |
| 2 | 平瀬庁舎 | // | 8,121 | 4,168 |
| 3 | 自衛隊佐世保病院 | // | 6,900 | 3,833 |
| 4 | 平瀬隊舎 | // | 14,799 (共同使用 1,875) | 11,542 |
| 5 | 東倉庫 | // | 0 (共同使用 7,581) | 0 (共同使用 1,715) |
| 6 | 平瀬訓練場 | // | 14,188 | 1,867 |
| 7 | 西倉庫 | 立神町 | 30,053 | 8,210 |
| 8 | 佐世保造修補給所 | // | 0 (共同使用 31,179) | 21,073 |
| 9 | 平瀬待機所 | // | 2,783 | 1,330 |
| 10 | 佐世保ドライドック | // | 0 (共同使用 28,114) | 329 (共同使用 1,593) |
| 11 | 佐世保基地業務隊 | 干尽町 | 53,612 | 9,664 |
| 12 | 太田貯油所 | 崎辺町 | 117,194 | 1,424 |
| 13 | 佐世保教育隊 | // | 196,355 | 56,905 |
| 14 | 火工整備場 | // | 26,520 | 2,096 |
| 15 | 崎辺射撃場 | // | ※佐世保教育隊に含む | ※佐世保教育隊に含む |
| 16 | 佐世保警備隊 | // | 91,415 | 19,841 |
| 17 | 崎辺東地区(仮称) | // | 129,397 | 2,719 |
| 18 | 金山弾薬庫 | 大塔町 | 178,798 | 4,997 |
| 19 | 向後崎警備所 | 俵ヶ浦町 | 67,314 | 722 |
| 20 | 針尾送信所 | 針尾中町 | 13,832 | 710 |
| 21 | 針尾弾薬庫 | 針尾北町 | 214,646 (共同使用 47,703) | 5,214 |
| 22 | 庵崎貯油所 | 庵浦町 | 0 (共同使用 44,533) | 200 |
| 23 | 烏帽子岳無線中継所 | 烏帽子町 | 420 | 84 |
| 24 | 佐世保史料館 | 上町 | 3,620 | 4,464 |
| 合 計 | | | 1,208,532 (共同使用 160,985) | 169,864 (共同使用 3,308) |

※ () 内は日米地位協定第2条第4項(a)に基づく米軍との共同使用分で、外数